

令和6年度

～奨励金の内容を**拡充**しました～

ふくい業務改善・賃上げ応援事業

(B) 奨励金

- ①事業場内最低賃金を**全国平均以上※**に引き上げた場合
- ②事業場内最低賃金を**1,000円以上かつ60円以上**引き上げた場合

→国の「業務改善助成金」の申請者で、**①・②のいずれか**を満たす場合

対象となる労働者1人あたり

10万円



上記のうち、事業場内最低賃金を**90円以上**引き上げた場合

対象となる労働者1人あたり

5万円

加算

※令和6年度最低賃金全国平均額が令和6年8月29日に公表となっていることから、全国平均額については以下のとおりとしています
(1)賃金引上げ日が令和6年8月28日以前⇒全国平均額 1,004円 (2)賃金引上げ日が令和6年8月29日以後⇒全国平均額 1,055円

支給対象

以下の条件を満たす場合申請が可能です

詳細は支給要綱をご確認ください

国の「業務改善助成金」の申請者

令和6年4月1日～令和7年3月31日までの期間に
交付決定通知を受けている事業者

「社員ファースト企業」宣言の登録

「賃金の引き上げ」の取り組みを含む
宣言の登録が必要になります



「パートナーシップ構築宣言」の登録



①

事業場内最低賃金を
全国平均※以上に
引き上げた事業者

①or②のいずれか

②

事業場内最低賃金を
1,000円以上かつ60円以上に
引き上げた事業者

申請期限 令和7年3月10日(月)

予算の範囲内で交付するため、申請期限までに募集を終了する場合があります

提出書類

<申請時>

- 国の「業務改善助成金」の**事業実施計画書の写し**
- (B)支給申請書兼請求書(様式1)
- その他添付書類※

※その他添付書類については県HPをご確認ください

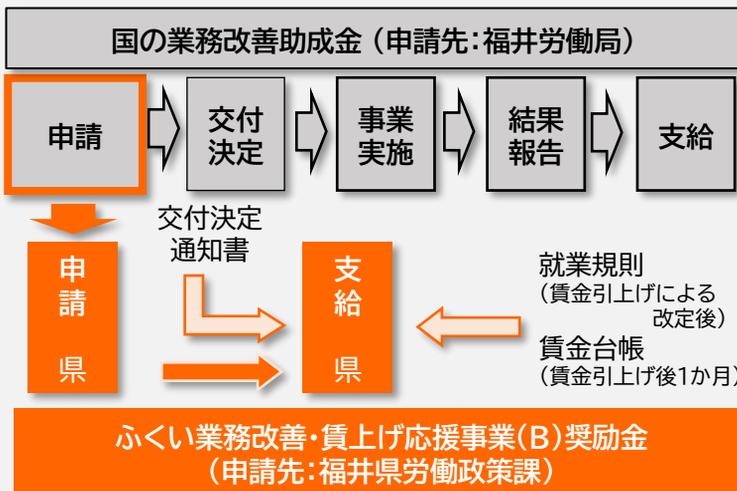
<国の交付決定通知書受領後>

- 国の「業務改善助成金」の**交付決定通知書の写し**

<賃金引上げ後>

- 賃金引上げによる改定後の就業規則
- 賃金台帳(賃上げ後1か月)

手続きの流れ



Information
お問合せ

福井県産業労働部労働政策課 働き方改革G
〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
TEL:0776-20-0389 FAX:0776-20-0648
E-Mail:rousei@pref.fukui.lg.jp

「福井県ホームページ」

